

投票区（投票所）の見直しについて

令和8年9月15日
平川市選挙管理委員会

投票区（投票所）の見直しについて

1 投票区（投票所）見直しの趣旨

第1区の投票所である平川市食産業振興センターが、令和9年3月31日をもって閉鎖されること、第6区の投票所である平川市立柏木小学校体育館について、施設管理、温度管理の観点から投票所を変更する必要があると考え、投票区（投票所）の見直しを行うものです。

2 国の設置基準（昭和44年自治省選挙部長通知）

投票における選挙人の利便を図り、併せて投票管理事務の合理化を促進するため、投票区の地形及び交通の利便等地域の特性を考慮すること。

- （1）遠距離地区（投票所から選挙人の住所までの道程が3キロメートル以上ある地区）を含む投票区にあっては、当該地区の分割、再編成等の措置により、遠距離地区の解消に努めること。
- （2）過大投票区（1投票区の選挙人の数がおおむね3,000人を超えるもの）にあっては、おおむね3,000人を限度として、投票区の分割を行い、投票区の規模の適正化を図ること。
- （3）前2項に該当しないものであっても、投票所から選挙人の住所までの道程が2キロメートル以上であって、かつ1投票区の選挙人の数が2,000人を超える投票区等については、再検討を行い、投票区の増設に努めること。

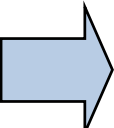
3 今回の見直し基準

- （1）行政区単位で行うものとします。
- （2）再編後の投票所までの最長道程が概ね3キロ以内となるようにします。
- （3）再編後の1投票区の選挙人の数を3,000人程度とします。

4 投票区（投票所）の見直し案

- （１）第１区の投票所を、平川市食産業振興センターから平川市役所本庁舎に変更します。
- （２）第６区の投票所である、平川市立柏木小学校体育館を廃止します。
- （３）第６区の投票区域（石郷、柏木町、向陽）を、第１区へ統合します。
- （４）第１区の投票区域（藤野・平成・南田町・荒田・小和森）のうち、荒田と小和森を第２区（大光寺コミュニティセンター）へ変更します。

以上により、投票区を「２３投票区」から「２２投票区」へ再編することとします。

投票区	投票所	行政区	名簿登録者		投票区	投票所	行政区	名簿登録者
第１区	平川市食産業振興センター	藤野	597人		第１区	<u>平川市役所本庁舎</u>	藤野	597人
		平成	605人				平成	605人
		南田町	140人				南田町	140人
		荒田	146人				<u>石郷</u>	<u>305人</u>
		小和森	405人				<u>柏木町</u>	<u>1,458人</u>
							<u>向陽</u>	<u>404人</u>
		計	1,893人				計	<u>3,509人</u>
第２区	大光寺コミュニティセンター	大光寺	836人		第２区	大光寺コミュニティセンター	大光寺	836人
		光城	818人				光城	818人
		本町	1,101人				本町	1,101人
							<u>荒田</u>	<u>146人</u>
		計	2,755人				<u>小和森</u>	<u>405人</u>
第６区	平川市立柏木小学校体育館	石郷	305人		第６区	平川市立柏木小学校体育館	<u>廃止</u>	
		柏木町	1,458人					
		向陽	404人					
		計	2,167人					

※名簿登録者数は令和９年９月１日現在の数

5 投票区（投票所）見直しの影響

投票区（投票所）が１減少することにより、投票管理者１人、投票立会人３人、投票事務従事者５人、合計９人の人員を削減可能となります。（県及び市の選挙の場合）。

6 投票区（投票所）見直しの実施時期

投票区（投票所）見直しは、令和９年４月執行予定の「青森県議会議員一般選挙」から実施することとします。

7 投票区（投票所）見直しまでのスケジュール

令和８年

- | | |
|----------------|----------------|
| ■ ９月１５日～１０月１４日 | パブリックコメント |
| ■ １１月上旬 | パブリックコメント結果の公表 |
| ■ １２月 | 選挙管理委員会にて審議・決定 |

令和９年

- | | |
|--------|-----------------|
| ■ １月 | 広報やＨＰ等で周知 |
| ■ ３月 | 選挙時広報 |
| ■ ４月上旬 | 青森県議会議員一般選挙 投開票 |